(表)

第号交付年月日

有 効 期 間

身 分 証 明 書

住所氏名職名

生年月日

写 真

上記の者は、地すべり等防止法第45条第1項において準用する同法第16条 第1項の規定によりぼた山崩壊防止区域に関する調査等のため他人の土地に 立ち入ることのできる者であることを証する。

都道府県知事

囙

(裏)

地すべり等防止法抜粋

- 第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者

及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定に よる立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に 対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協 議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見 積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合にお いて、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、 補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法(昭和 26年法律第219号)第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。
- 第16条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の総括する都道府県」と読み替えるものとする。
- 第45条 第8条、第13条から第17条まで、第20条、第21条、第26条、第29条から第31条まで及び第33条から第40条までの規定は、ぼた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第8条中「第3条第3項の規定による地すべり防止区域」とあるのは「第4条第2項において準用する第3条第3項の規定によるぼた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは「そのぼた山崩壊防止区域内」と、第16条第1項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは「ぼた山崩壊防止工事」と、第20条中「森林法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)」とあるのは「森林法第16条第1項若しくは同法第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)」と、「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項及び第2項並びに第35条第1項中「第18条第1項」とあるのは「第42条第1項」と読み替えるものとする。
- 2 前項後段に規定するもののほか、同項の準用に関し必要な技術的読替 は、政令で定める。